

一般社団法人 直方鞍手薬剤師会
新型インフルエンザ等パンデミック時
における業務継続計画

平成 30年 10月 1日	制 定	
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		

一般社団法人 直方鞍手薬剤師会

【目的】

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年 5 月 11 日法律第 31 号。以下「特措法」という。）及び福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合において、行うべき業務に関し、必要な事項を定めるものである

【基本方針】

行動計画の基本方針を踏まえ、感染の拡大を可能な限り抑制し、当地区の生命及び健康を保護するため、並びに地域住民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、関連団体と連携をとりながら適切な業務の機能が維持できるようにする。また、業務の執行体制を確保するため、役員及び職員の職場における感染防止を徹底する。

1. 被害の想定

県行動計画に基づき、次のとおり想定する。

【福岡県における新型インフルエンザ発生時の被害想定】

患者数等	福 岡 県	
	中等度	重 度
医療機関を受診する患者数	52.9 万人 ～ 97.5 万人	
病原性による患者数等の上限	中等度	重 度
入院患者数	2.3 万人	7.5 万人
死亡者数	7 千人	2 万 7 千人
1 日あたり最大入院患者数	4 千人	1 万 6 千人

<職員の欠勤率>

ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

2. 発生段階の分類と対応

本計画では、「県行動計画」（平成 25 年 9 月策定）における発生段階の分類に基づき具体的な対応等を定める。新型インフルエンザ等の発生時における県薬の対応については、政府・県等が発令する発生段階にあわせて本計画に沿ってその都度決定する。

<発生段階 >

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内未発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、福岡県内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
県内発生早期	福岡県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期	福岡県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

3. 情報収集及び情報共有

(1) 発生前（未発生期）

福岡県薬剤師会、当会会員との連絡を密にし、情報連絡経路を明確にしておく。また、新型インフルエンザ等に関する情報を厚生労働省、国立感染症研究所等の政府機関から入手し、本地区での発生に備える。

<主な情報入手先>

	URL
内閣官房／新型インフルエンザ等対策	http://www.cas.go.jp/jp/influenza/
外務省海外安全ホームページ	http://www.anzen.mofa.go.jp/
厚生労働省感染症情報	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html
国立感染症研究所感染症疫学センター	http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html
福岡県ホームページ	http://www.pref.fukuoka.lg.jp/
公益社団法人日本医師会	http://www.med.or.jp/
公益社団法人日本薬剤師会	http://www.nichiyaku.or.jp/

(2) 発生時（海外発生期以降）

ア 国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を入手するとともに、適切に情報交換を行う。

イ 必要に応じて、医療機関等の運営状況、社会インフラ稼働状況、関係企業の運営状況等に関する情報を収集し、対策活動の実施に活かす。

ウ 得られた情報は、必要に応じて、当会の会員等に迅速かつ適切に周知する。

(3) 情報収集及び情報提供

事務局は、厚生労働省等の政府機関、世界保健機関（WHO）等の国際機関、外国政府機関等から新型インフルエンザ等に関する必要な情報の収集を行い、当会会員等へのメールまたはFAXにより適切な情報提供を行う。地域医療確保のため、会員は薬局の閉局に際し班長に連絡を行うこと。班長は閉局の把握に努め、すみやかに感染症対策本部へ連絡を行う。連絡体制は【別紙2】参照。

また、福岡県新型インフルエンザ対策本部との伝達・報告は嘉穂鞍手保健福祉環境事務所を通じてFAXにて行う。

4. 発生段階ごとの対応

(1) 海外発生期～県内未発生期

目的	1) 国内発生早期以降への対応準備
想定される事態・影響	1) 役員・職員の発生国及び発生地域への出張中止 2) 役員・職員の海外出張中止 3) 役員・職員の海外私的旅行の自粛・中止
行動の基準	1) 政府が「新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、対策本部長（内閣総理大臣）より「海外発生期」であると宣言 2) WHO がフェーズ4を宣言もしくはそれに相当する公表

①原則として通常業務を継続

②県内発生早期への対応準備

(2) 県内発生早期

目的	1) 役員・職員等の感染防止 2) 役員・職員等への感染拡大の阻止
想定される事態・影響	1) 役員・職員の県内出張の自粛・中止 2) 本会の活動の縮小 3) マスク等の防護具、衛生用品の不足
行動の基準	1) 県の対策本部長が「県内発生早期」を宣言

(3) 県内感染期

目的	1) 被害の最小化 2) 役員・職員等の感染阻止 3) 対策本部関連業務など、重要業務に限って継続
想定される事態・影響	1) 原則として、会内における「中止・延期する業務」を停止（在宅勤務により対応可能な業務は継続） 2) 役員・職員、その家族が感染 3) 社会活動の制限 4) 食料等の生活関連物資の不足 5) 治安の悪化、県民生活の混乱
行動の基準	1) 県の対策本部長が「県内感染期」を宣言 2) 役員・職員、その家族から感染者が発生

(4) 小康期

目的	1) 本会の通常業務の復旧・回復 2) 役員・職員等への感染防止 3) 対策の評価と見直し及び次の流行に備えた準備
想定される事態・影響	1) 役員・職員、その家族の感染者数が減少し、低い水準でとどまる 2) 社会活動の段階的な復旧
行動の基準	1) 県の対策本部長が「小康期」を宣言

① 状況を勘案して業務を適宜回復

5. 新型インフルエンザ等発生時における主な対策一覧

主な対策		海外 発生期	国内 発生 早期	国内 感染期	小康期
執行部	事務局への指示	○	○	○	○
	各種情報の分析	○	○	○	○
	役員・職員の海外出張中止	○	○	○	○*1
	役員・職員の県内出張中止		○	○	○*1
	理事会等会議の延期・中止		○	○	○*1
	部外者の来会禁止		○*2	○	○*2
	事務所の閉鎖の検討		○	○	
	業務の復旧についての検討		○	○	○
	実施した対策の評価・見直し				○
	不測の事態への対応	○	○	○	○
事務局	臨時理事会の手配	○	○	○	○
	会員への決定事項の周知徹底	○	○	○	○
	物品・備品の整備・配布	○*3	○	○	○
	直方鞍手医師会・直方鞍手歯科医師会と 連携し、医療提供体制の確保		○	○	○
	役員・職員・会員への感染予防措置の啓 発・徹底	○	○	○	○
	役員・職員・会員への不要不急な外出の 自粛の通知・徹底	○*4	○	○	○
	役員・職員の在宅勤務体制の導入	○*5	○	○	○
	役員・職員の時差出勤、自動車・自転車 等通勤体制の導入	○*5	○	○	○
	部外者の来会禁止への対応		○*2	○	○*2
	会館入り口扉の閉鎖		○	○	○
	消毒薬の設置		○	○	○
	消毒の徹底		○	○	○
	来会対応を控えている旨の周知策		○	○	○*6
	役員・職員・会員の感染状況の把握と対 策本部への報告		○	○	○
役員・職員、同居者が症状発現した場合 の出勤停止		○	○	○	

	会内で発症した者への救護		○	○	○
	汚染された廃棄物処理の徹底			○	○
	業務継続に必要な補助人員の確保と割り当て			○	
	宿直制導入の検討と実施			○	

*1 解除を検討

*2 原則禁止

*3 準備

*4 自粛を通知

*5 検討

*6 解禁に伴い中止

5. 教育・訓練

(1) 職員に対する教育の計画、実施

職員に対して、新型インフルエンザ等の基礎知識、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策、外出自粛などの公衆衛生対策等について教育を行う。

また、県における新型インフルエンザ等対策（県行動計画）については、全役員・職員に周知を図る。

(2) 訓練の計画、実施

必要に応じて、県等と連携した訓練を計画、実施する。

2. 計画の見直し

(1) この計画は、訓練等の実施結果や、新たな情報等を踏まえ、適宜見直すものとする。

<参考資料> 本計画の作成に当たっては、以下の資料を参考とした。

- ・ 日本医師会「新型インフルエンザ対策に関する行動計画」（平成 21 年 4 月）
- ・ 日本薬剤師会「日本薬剤師会における新型インフルエンザ対策マニュアル」（平成 21 年 5 月）
- ・ 日本薬剤師会「（薬局向け作成例）新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画（案）」（平成 26 年 1 月 23 日）
- ・ 日本薬剤師会「新型インフルエンザ等対策業務計画」（平成 26 年 5 月 7 日）
- ・ 新型インフルエンザ等対策ガイドライン（平成 29 年 9 月 25 日 一部改定）

【別紙1】国際機関、政府機関及び関係医療団体等連絡先一覧

1 国際機関

団体名	連絡先	URL
WHO 本部	+41-22-791-2111	http://www.who.int/en/
WHO 西太平洋事務局	+63-2-528-8001	http://www.wpro.who.int/en/
WMA 事務局	+33-4-5040-7575	http://www.wma.net/en/

2 政府機関

団体名	連絡先	URL
首相官邸	—	http://www.kantei.go.jp/
厚生労働省	03-5253-1111	http://www.mhlw.go.jp/
厚生労働省免疫所	03-5253-1111	http://www.forth.go.jp/
外務省	03-3580-3311	http://www.mofa.go.jp/mofaj/
農林水産省	03-3502-8111	http://www.maff.go.jp/

3 薬剤師会

団体名	連絡先	URL/FAX 番号
日本薬剤師会	03-3353-1170	http://www.nichiyaku.or.jp/
福岡県薬剤師会	092-271-3791	092-281-4104
福岡市薬剤師会	092-714-4416	092-714-4421
宗像薬剤師会	0940-36-7770	0940-36-7772
粕屋薬剤師会	092-939-3356	092-939-3527
筑紫薬剤師会	092-571-8116	092-571-8146
糸島薬剤師会	092-331-1177	092-331-1178
朝倉薬剤師会	0946-21-8810	0946-23-8830
久留米三井薬剤師会	0942-36-7790	0942-36-7791
八女筑後薬剤師会	0942-54-1648	0942-54-1199
浮羽薬剤師会	0943-76-9069	0943-75-8006
柳川山門薬剤師会	0944-73-8085	0944-73-8077
大川三潞薬剤師会	0942-65-0618	0942-65-0618
大牟田薬剤師会	0944-51-2100	0944-51-2260
遠賀中間薬剤師会	093-281-2221	093-281-2220
若松薬剤師会	093-771-2081	093-771-2215
八幡薬剤師会	093-661-1166	093-661-1066

戸畑薬剤師会	093-882-5589	093-882-5767
小倉薬剤師会	093-941-3518	093-941-3506
門司薬剤師会	093-391-3361	093-391-3381
京都薬剤師会	0930-25-3900	0930-25-2911
豊前築上薬剤師会	0979-72-1608	0979-84-7519
飯塚薬剤師会	0948-24-4426	0948-24-4997
田川薬剤師会	0947-42-8883	0947-42-8705
福岡県庁薬剤師会	092-643-3287	092-643-3305
北九州市薬剤師会	093-651-2255	093-651-4566

4 その他関係機関

団体名	連絡先	URL
国立感染症研究所	03-5285-1111	http://www.nih.go.jp/niid/ja/
国立感染症研究所 感染症疫学センター	03-5285-1111	http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html
福岡県感染症情報センター	(患者情報) 092-921-9941 (病原体情報) 092-921-9945	http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/~idsc_fukuoka/

【別紙2】

Tel 0949 - 29 - 7055		直方鞍手薬剤師会		Fax 0949 - 29 - 7056		平成30年4月1日 改定											
〒822-0027 直方市古町8-12 (事務) 長野・阿部(香) e-mail apo_0849@jeans.ocn.ne.jp		専務 会営業局 宮坂 圭三 Fax 0949-24-5956 e-mail yamahabechozai@iglobe.ocn.ne.jp		副会長 会営業局 三好 滋久 Fax 083-244-2925													
会長 つかさ薬局 因間 司 Tel 0949-25-2664(薬局) Fax 0949-26-2817 e-mail tsukasa.@nrg.bbq.jp		3班 直方阿部薬局 阿部 祥光 Tel 0949-22-5174 Fax 52-6044		4班 会営業局 宮坂 圭三 Tel 0949-29-6025 Fax 29-6026 (自)080-1532-5955		5班 平成堂薬局 瀬山 順 Tel 0949-42-2773 Fax 42-4701 瀬山(自)090-8288-9919		6班 いきいき薬局 宮田病院前店 大塚 浩司 Tel 0949-28-8851 Fax 28-8871		7班 いそみつ薬局 水谷 信敬 Tel&Fax 0949-32-0759		8班 中村薬局日吉店 中村 新一 Tel 0949-28-4690 Fax 28-4691 (自) 23-2122		9班 そうごう薬局 下宿店 永原 一史 Tel 0949-22-5091 Fax 22-5098		10班 宮田病院 岸高 正英 Tel & Fax 0949-32-3001	
やまと調剤薬局 Tel & Fax 0949-26-6345		2班 安永薬局 安永 智章 Tel & Fax 0949-22-1228		坂田町調剤薬局 津田町調剤薬局 Tel 0949-25-0175 Fax 22-1780		つばさ薬局 Tel 0949-23-8118 Fax 23-8119		平成堂薬局新入店 Tel & Fax 0949-22-0124		石丸調剤薬局 Tel 0949-33-3527 Fax 33-3528 (自) 33-3620		そうごう薬局 小竹店 Tel 0949-22-1215 Fax 24-1302		社会保険直方病院 前田 真司 Tel 0949-22-1215 Fax 24-1302			
きさらぎ薬局植野店 Tel 0949-29-1500 Fax 29-1501		救命堂植野薬局 Tel 0949-26-2690 Fax 26-2646		直方スガムラ調剤薬局 Tel & Fax 0949-25-0378		とぎ薬局 Tel 0949-42-8890 Fax 42-8899		メイト薬局 Tel 0949-43-2626 Fax 43-2627		セガミ上有木 調剤薬局 Tel 0949-32-9443 Fax 33-3097		栗原薬局 Tel 0949-22-2747 Fax 22-2749		有吉病院			
イオン薬局直方店 Tel & Fax 0949-29-8880		古町調剤薬局 Tel&Fax 0949-25-0176		大信薬局直方駅前店 Tel 0949-25-7070 Fax 25-7077		きらら薬局 Tel 0949-29-7500 Fax 29-7501		中央橋薬局 Tel 0949-26-7822 Fax 26-7833 (自)093-651-2390		若宮薬局 Tel & Fax 0949-52-3808		たんにほ薬局 Tel 0949-22-3344 Fax 22-3343 (自)090-9602-2367		プラナス調剤薬局 Tel 0949-28-8952 Fax 28-8953			
直方メディアル Tel 0949-23-3412 Fax 23-3498		タケノコ調剤薬局直方 店 Tel 0949-25-7055 Fax 25-7066		たもん薬局 Tel 0949-52-8338 Fax 52-8380		ほね薬局 Tel 0949-29-0680 Fax 29-0681		ほしの薬局薬手店 Tel & Fax 0949-42-8210		ちく小竹薬局 Tel 09496-6-8077 Fax 09496-6-8078		アイ調剤薬局 Tel 0949-24-3882 Fax 24-3872 (自)090-9602-2367		さくら薬局直方店 Tel 0949-26-8043 Fax 26-8044			
赤松薬局 Tel 0949-22-1929 Fax 22-1945		須崎町調剤薬局 Tel & Fax 0949-28-1135		ほしの薬局薬の花店 Tel & Fax 0949-26-8828		大信薬局龍徳店 Tel 0949-52-7881 Fax 52-7882		えび野薬局 Tel 09496-2-1040 Fax 09496-6-8100		けんこう薬局 Tel & Fax 0949-29-5152		ハッピー薬局直方藤原店 Tel 0949-29-2610 Fax 29-2611					

〔別紙〕伝達経路イメージ図

実施予定日：平成 29 年 11 月 7 日（火）

